

制定：平成 21 年 3 月 9 日

改正：令和 7 年 5 月 10 日

文京区立千駄木小学校 PTA 慶弔費規約

- 第 1 条 本校児童、教職員が疾病障害により、3 週間以上の入院または自宅療養を要すると認められた時は、10,000 円の見舞金を贈る。
- 第 2 条 本校児童、本校教職員、保護者会員が死亡した時は、10,000 円の香典を贈る。
- 第 3 条 本校功労者への弔意については第 5 条を適用する。
- 第 4 条 本校会員の自宅が全半焼(ポンプの水をかぶったものを含む)した時は、30,000 円の見舞金を贈る。
- 第 5 条 本規約運営の実施細目については、会長が認定する。
- 第 6 条 本規約は、令和 7 年 5 月 10 日より施行する。